

医政医発 1129 第 1 号
令和元年 11 月 29 日

警察庁警備局警備運用部警備第二課長
消防庁国民保護・防災部参事官
海上保安庁総務部危機管理官
防衛省人事教育局衛生官

殿

厚生労働省医政局医事課長



化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による
解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について

厚生労働省では、令和元年 9 月から、「化学災害・テロ対策に関する検討会」を開催し、化学災害・テロ時における救護体制の強化の観点から検討してきたところ、このほど検討結果をまとめた報告書（以下「報告書」という。）が厚生科学審議会健康危機管理部会において了承された。

その内容については、本日付で当省大臣官房厚生科学課より貴省庁宛に「化学災害・テロ時における医師・看護職員でない現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について（令和元年 11 月 29 日付け科発 1129 第 1 号）」を発出している。

有機リン系農薬やサリン等の神経剤等による化学災害・テロによる集団的な被害が発生し、その被害者の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、医師及び看護職員以外の実働部隊の公務員が、その公務として、その解毒剤の自動注射器を使用する場合については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴殿におかれてはその内容について了知いただくとともに、下記の点に留意いただき、所管の関係機関や団体及び都道府県・市町村の関係機関に周知いただくようお願いする。

なお、下記 3 及び 4 に係る詳細な内容については、報告書において取りまとめられているので、あわせて参照していただくようお願いする。

記

有機リン系農薬やサリン等の神経剤等による化学災害・テロ（以下「当該事案」という。）による集団的な被害が発生し、その被害者（以下「対象者」という。）の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、医師及び看護職員以外の実働部隊の公務員（消防隊員、警察官、海上保安官及び自衛官を指し、以下「非医師等」という。）が、その公務として、その解毒剤（アトロピン及びオキシム剤）の自動注射器（以下「自動注射器」という。）を使用する場合において、医師法上の解釈は、以下の通りと考えられる。

- 1 対象者に対する自動注射器の使用については、医行為に該当するものであり、非医師等が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法第17条に違反する。
- 2 一般的に、法令もしくは正当な業務による行為及び自己又は他人の生命、身体に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は違法性が阻却され得る。
- 3 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、少なくとも以下の5つの条件を満たす場合には、医師法第17条における違法性が阻却されると考えられる。
 - ① 当該事案の発生時に、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
 - ② 対象者の生命が危機に瀕した重篤な状況であることが明らかであること。
 - ③ 自動注射器の有効成分が対象者の症状緩和に医学的に有効である蓋然性が高いこと。
 - ④ 自動注射器の使用者については、定められた実施手順に従った対応を行うこと。
 - ⑤ 自動注射器については、簡便な操作で使用でき、誤使用の可能性が低いこと。
- 4 実施手順に従った対応を確実にを行うため、使用者はその使用に必要な研修を受けていることが望ましい。